

相武台地区防災計画

～自分たちのまちは、自分たちで守ろう～



(令和4年7月 修正)
相武台地区まちづくり会議
相武台地区防災計画検討会議

目 次

第1章 地区防災計画の方針	1
1 計画の目的	
2 計画の推進体制	
3 相武台地区が目指すスローガン	
第2章 災害予防計画(平常時の取組)	2
1 各家庭での備え	
2 自主防災組織での備え	
3 防災訓練の実施	
4 災害危険の把握	
5 防災資機材の点検・整備	
6 避難経路の確認	
7 中高層・共同住宅等の災害対策	
8 防災をテーマとした若い世代との交流	
9 防災知識の普及・啓発	
第3章 災害対応(災害時の取組)	5
1 自助・共助の行動や心構え	
2 避難にあたっての注意点	
3 初期消火活動	
4 救出・救護活動	
5 避難誘導	
6 災害時要援護者対策	
7 在宅避難者の把握・支援	
第4章 地区災害対策本部	7
1 相武台地区災害対策本部の設置及び廃止	
2 地区本部の設置基準	
3 地区本部が行う情報の収集・伝達	
4 地区本部と地区関連組織との相関図	
5 地区本部と関連組織間の通信相関図	

資 料 編

- 資料1 相武台地区防災計画検討会議 会則
- 資料2 地区防災計画の検討経過
- 資料3 自主防災組織における情報収集・伝達活動の流れ
- 資料4 大規模災害による相武台地区の被害想定
- 資料5 相武台地区防災マップ(2018年3月発行)
- 資料6 警戒レベル
- 資料7 災害発生時の発信情報と伝達手段一覧
- 資料8 相武台地区連合自主防災隊 防災無線系統図
- 資料9 相武台地区避難計画書(様式)

避難所運営マニュアル(市HP参照)

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/bousai/1008785/1008794.html>

災害時要援護者避難支援ガイドライン(市HP参照)

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/fukushi/1006586.html>

第1章 地区防災計画の方針

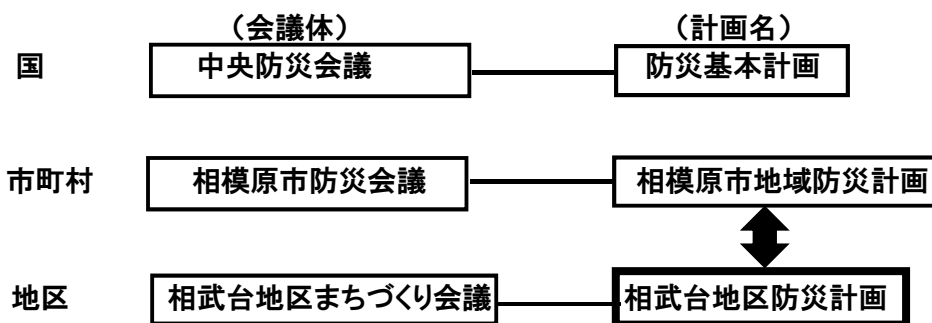
1 計画の目的

東日本大震災（2011年）や令和元年東日本台風（2019年）など、これまでの多くの災害から得られた教訓を踏まえ、大規模災害の発災直後には、消防や各行政機関などの「公助」による対応にも限界があることを認識し、自らの身は自ら守る「自助」、自分たちのまちは自分たちで守る「共助」の考え方を基本に、発災時に市民や地域自らが対応できる体制「近助」をつくることが重要である。

平成25年（2013年）の災害対策基本法の改正で、自助及び共助に関する規定の増強に伴い、地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から市町村内の一定の地区の居住者及び事業者（地区居住者等）が行う自発的な防災活動に対する「地区防災計画制度」が新たに創設された。

このことから、相武台地区防災計画は地域の特性に応じて、大地震や風水害など様々な災害の危険性を考慮しながら、相模原市地域防災計画と連携し、地域における防災力を高めることを目的とする。

【地区防災計画の位置付け】



※ 防災計画検討会議は、相武台地区まちづくり会議 会則第11条に規定する専門部会として位置づける。

2 計画の推進体制

(1) 相武台地区まちづくり会議

主に計画の推進や見直し・変更、計画の広報を担当する。

(2) 相武台地区連合自主防災隊

主に計画に示した具体的な取組の実行を担当する。

3 相武台地区が目指すスローガン

防災・減災対策を進めていく上では、地域住民による自発的な活動が重要である。

そこで、相武台地区では、地域ぐるみで防災活動による地域防災力の向上を目指し、以下のスローガンを掲げ、防災・減災対策を推進していくこととする。

「～自分たちのまちは、自分たちで守ろう～」

第2章 災害予防計画(平常時の取組)

1 各家庭での備え

月に一度は家族全員で防災について話し合いを行い、地震災害を想定して、わが家の安全対策や生命を守る方法、避難の方法・緊急連絡手段等の取り決めなどを行う。

また、常に災害に対する備えを怠らず、非常時に対する少なくとも最低7日分以上の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持ち出し品の準備など「自助」の取組を実施し、非常持ち出し品や防災用具の点検や対策補充を随時実施する。

2 自主防災組織での備え

災害時に効果的な活動ができるよう、各自治会等は自主防災組織を編成し、訓練、備蓄等の必要な災害への備えを行うとともに、地域住民が防災に関する正しい知識を共有し、各家庭で災害に備え、自主防災組織の活動への積極的な参加を促す。

各自主防災組織は「避難計画書」（資料編資料9参照）を作成し、備えておく。

3 防災訓練の実施

大地震等の災害の発生に備えて、情報の収集・伝達、初期消火、救出・救護、避難誘導、災害時要援護者対策等が迅速かつ適切に行えるよう、次により防災訓練を実施する。

(1) 個別訓練の種類（自主防災組織単位）

- ① 情報収集・伝達訓練
- ② 消火訓練
- ③ 避難訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 給食・給水訓練
- ⑥ 仮設トイレ設置訓練
- ⑦ 図上訓練（HUG，DIG）※¹
- ⑧ クロスロード※²

※¹ HUG（避難所運営ゲーム）…避難所の運営方法を学ぶためのカードを使用した模擬体験ゲーム

DIG（災害図上訓練）…地図を使って危険な場所などを確認し、地域の防災力を理解する図上訓練

※² クロスロード…災害現場で実際に起こった葛藤をカードにし、その問題について「イエス」「ノー」の二者択一で答え、考え方を共有するゲーム

(2) 総合訓練

総合訓練は、2種類以上の個別訓練について総合的に行うものとする。

また、相模原市等が行う訓練に参加する。

(3) 地区一斉防災訓練

「そうぶだい防災の日」に、相武台地区一斉防災訓練を相武台地区連合自主防災隊が中心となって実施する。

「そうぶだい防災の日」 毎年6月の第2日曜日

4 災害危険の把握（地区防災マップ（資料編資料5参照）の活用）

災害予防に資するため、次のとおり地区固有の防災問題に関する把握を行う。

また、それらを記載した地区防災マップを活用し、地区内で情報共有する。

(把握事項)

- ・危険地域、区域等
- ・地区の防災施設、設備
- ・過去の災害履歴、災害に関する伝承

(主な把握の方法)

- ・相模原市防災アセスメント調査＜平成26年(2014年)5月＞（資料編資料4参照）
- ・相模原市浸水（内水）ハザードマップ
- ・防災まち歩き
- ・さがみはら防災マップ

5 防災資機材の点検・整備

相模原市防災週間（7月第1土曜日からの1週間）を全資機材の点検日とする。
また、必要に応じて資機材や食料、救急医薬品などの備蓄品を整備する。

6 避難経路の確認

各自主防災組織において、事前に避難経路上の危険な箇所を把握するとともに、避難計画書の作成に努める。

7 中高層・共同住宅等の災害対策

中高層・共同住宅の管理者は、日頃から、建物の整備及び耐震性の維持、確保に努めるとともに、周辺住民や自主防災組織との連携強化に努める。

また、住宅用火災警報器の維持管理の徹底や感震ブレーカーの設置などによる通電火災の予防に努める。

8 防災をテーマとした若い世代との交流

地域の小中学校の児童・生徒、保護者や相模原看護専門学校の学生等との交流を通じて、お互いに何を助け合えるかなどの話し合いに努める。

9 防災知識の普及・啓発

相武台地区まちづくり会議と連携を図り、地区住民の防災意識の高揚を図るため、次のとおり防災知識の普及・啓発を行う。

(1) 普及・啓発事項

- ・防災組織及び防災計画に関すること。
- ・地震、火災、水災、雪害等についての知識に関すること。
- ・各家庭における防災上の留意事項に関すること。
- ・地震発災後72時間における活動及びの重要性に関すること。
- ・食料等を7日分以上確保することの重要性に関すること。
- ・住宅の安全（耐震）対策に関すること。（住宅の耐震化、感震ブレーカーの設置、家具の固定等）
- ・ブロック塀の安全対策に関すること。
- ・二次災害に関すること。
- ・マイ・タイムラインの作成やさがみはら防災マップの活用に関すること。
- ・風水害時の避難行動に関すること。
- ・携帯トイレの備蓄等、トイレが使用不能になった場合の対策に関すること。
- ・ペット用の食料の備蓄などペットを飼育している飼い主に対する備えに関すること。
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合の対応に関すること。
- ・防災メールの登録など防災情報を自ら収集する手段の習得に関すること。
- ・新型コロナウイルス等の感染症対策に関すること。
- ・分散避難に関すること。
- ・安否確認の手段に関すること。
- ・災害ごみに関すること。

(2) 普及・啓発方法

- ・パンフレット、リーフレット、チラシ等の配布
- ・講演会等の開催
- ・パネル等の展示
- ・防災情報マップ等の活用
- ・インターネットを使った啓発活動の推進（相武台ＢＢＱの活用等）
- ・ポスターの掲示や地域情報紙への掲載

(3) 実施時期

火災予防運動期間、市防災週間等の防災関係諸行事の行われる時期に実施するほか、各種イベント等の機会において随時実施する。

ワンポイント

「緊急避難場所」と「避難所」は違います！

緊急避難場所 (身を守る ところ)	一時（いっとき） 避難場所	地震に伴う火災等の災害が近隣に発生した場合、地域住民が一時的に避難し、災害の推移を見守るための空き地、小公園、学校等の場所。	自治会が指定する場所
	広域 避難場所	地震発生時において、同時多発の大規模な火災が発生し延焼拡大した場合、その地域内の住民が火煙やふく射熱におかされることなく生命、身体の安全を確保できる場所。	在日米陸軍キャンプ座間内 相武台小学校 緑台小学校 もえぎ台小学校 相武台中学校
	風水害時 避難場所 ※相武台公民館以外は、城山ダムの緊急放流等により相模川の氾濫の危険性が高まった場合に開設される。	洪水や土砂災害が発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所。 ※相武台公民館以外は、城山ダムの緊急放流等により相模川の氾濫の危険性が高まった場合に開設される。	相武台小学校 緑台小学校 もえぎ台小学校 相武台中学校
避難所 (生活する ところ)	避難所	地震や土砂災害等で家が崩壊、焼失するなどして住めなくなった人が、新しい生活拠点を見つけるまでの間、生活をするための施設で小・中学校等を指定。	相武台小学校 緑台小学校 もえぎ台小学校 相武台中学校

第3章 災害対応(災害時の取組)

1 自助・共助の行動や心構え

阪神・淡路大震災（1995年）や東日本大震災（2011年）、令和元年東日本台風（2019年）のような大規模広域災害時の「公助の限界」が明らかになるとともに、自助・共助による取り組みが重要なものとなっている。

発災後、自身の身の安全を確保した上で、救出・救護活動等に積極的に協力する。

2 避難にあたっての注意点

地震の揺れが収まってから、ガスの元栓を閉める、電気のブレーカーを落とすなどの必要な措置を施した上で、一時避難場所等へ避難し災害の推移を見守る。その後、自宅が倒壊しているなどのやむを得ない状況である場合は、避難所へ避難する。

3 初期消火活動

地震の揺れが収まってから、初期段階においては、地区住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

また、火災に際しては初期消火が特に重要になるため、自主防災組織等は各家庭に対して、火の元の始末など出火防止のための措置を講じるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

なお、火災の情報は必ず119番又は相武台分署（042-747-0119）に通報するとともに、相武台地区現地対策班（以下「現地対策班」という。）に報告する。

4 救出・救護活動

建物の倒壊、落下物等により救出・救護を必要とする者が生じたときは、はじめに119番通報又は相武台分署に直接救助要請を行い、電話がつかないなど、消防隊等が現場に到着するまでに時間がかかることが想定される場合に、自分の身の安全を確保した上で、原則として複数の人で救出・救護活動を行う。この場合、現場付近の者は、救出・救護活動に積極的に協力する。

また、救出・救護活動は、救命処置を必要とする者を優先して行い、救出・救護の事態が火災現場付近とそれ以外の場所の場合は、火災現場付近の救出・救護を優先して実施する。

なお、傷病者の救急搬送は、現場に救急隊がいない場合に、救護所又は現地対策班に確認し、救命・救急処置を必要とする者を優先して、救護所又は医療機関に搬送する。その他の傷病者は、救護所への搬送又は消防団員、自主防災組織等の協力を得て、自主的な応急手当を行う。

5 避難誘導

災害が発生し、又は発生のおそれがあり、人命に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、区域内にいる全ての人に対して、次により避難誘導を行う。

(1) 避難誘導の指示

市長から避難指示等が出たとき又は地区連合防災組織の隊長等が避難の必要があると認めたとき、各自主防災隊長等は避難誘導班に対し避難誘導の指示を行う。

(2) 避難誘導

避難誘導班員は、隊長等の避難誘導開始の指示を受けた時は、自主防災組織ごとに別途作成する避難計画書に基づき、住民を避難場所に誘導する。

(3) 避難所の管理・運営

災害時における避難所の管理・運営については、「相模原市避難所運営マニュアル」を参考に、車中泊避難者、ペットの災害対策、新型コロナウイルス等の感染対策、性的少数

者等の個人的な事情を抱えた方への配慮等多様な視点に基づき、各避難所運営協議会を中心にすることとする。

6 災害時要援護者対策

災害時において、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者など、災害時要援護者に対して、地区住民及び関係機関等の協力を得て、効果的な応急対策を総合的かつ優先的に行うものとする。

なお、地区内における単位自治会などを中心とした災害時要援護者への支援活動については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととする。

(1) 災害発生時の対応

災害発生後概ね3日間を目途に、災害時要援護者の安否確認や避難支援等の支援活動を積極的に行うこととする。

(2) 災害発生時の情報収集

大規模災害が発生した場合、支援組織は安全が確保される範囲内において、支援台帳等をもとに災害時要援護者宅の個別訪問など、主体的に安否確認を行い、地区内支援組織間での情報を共有するとともに地区災害対策本部に報告する。

(3) 避難誘導の方法

発災後の避難誘導方法及び災害時要援護者別状況の対応については「災害時要援護者避難支援ガイドライン」を参考に行うこととし、避難経路、避難場所については、安全を確認の上、指定された場所等に速やかに誘導することとする。

7 在宅避難者の把握・支援

地区内の自主防災組織等は、随時、現地等での情報収集を行い、必要に応じて、避難所運営協議会及び現地対策班と協力して在宅避難者への支援を行う。

第4章 地区災害対策本部

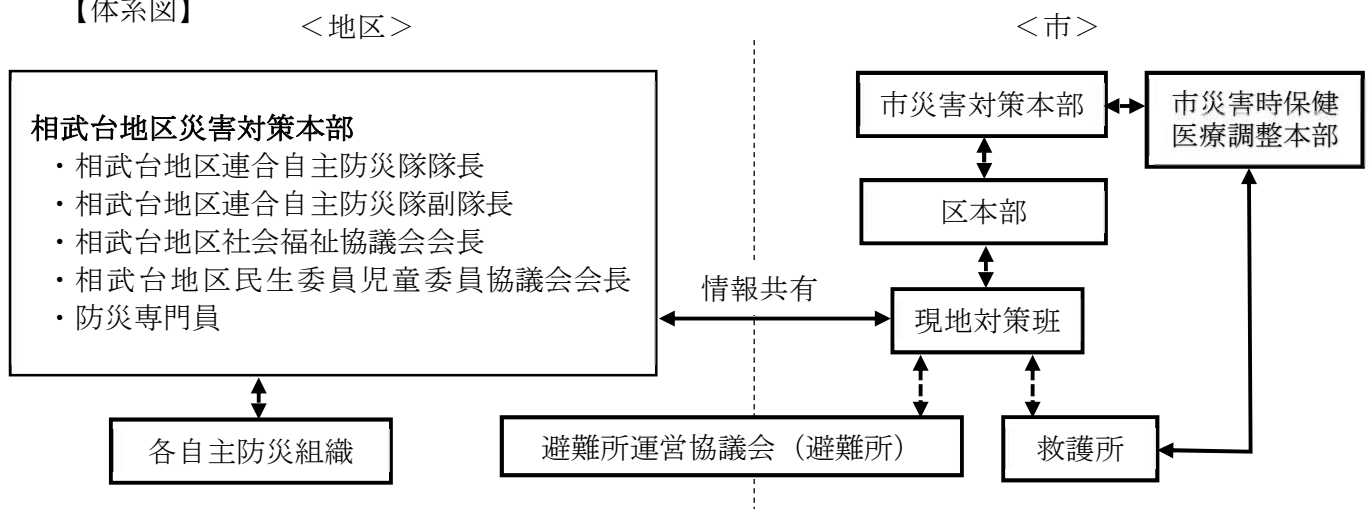
1 相武台地区災害対策本部の設置及び廃止

災害発生時に、相武台地区内の被害情報等の収集及び災害時要援護者の避難支援を行うとともに、地区の状況について現地対策班への報告、避難所運営協議会と現地対策班との連絡・調整を行うことを目的とした、相武台地区災害対策本部（以下「地区本部」という。）を相武台まちづくりセンター内に設置する。ただし、相武台まちづくりセンターに設置できない場合、開設するまでの間は相武台グリーンパーク自治会連合会自治会室に設置する。

市が災害対策本部を廃止した場合や地震、風水害等による災害発生のおそれなくなった場合、発生した災害・応急対策が概ね終了したと認められる場合、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後に一定期間が経過し、国から地震の発生に注意しながら通常の生活を送る旨などが発表された場合には、地区本部を廃止する。

地区本部を廃止した場合には、現地対策班にその旨を連絡する。

【体系図】



2 地区本部の設置基準

地震時	○相模原市で震度 5 強以上の地震を観測したとき。 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
風水害時	○大規模な被害が発生、又は発生のおそれがあるとき。 ○大雨特別警報・暴風特別警報・大雪特別警報などが発表されたとき。

参集方法・・・テレビ、ラジオ、防災行政無線（ひばり放送）、広報車、防災メール等により情報を得て自主参集

（参考：相模原市相武台地区現地対策班の設置基準）

地震時	○相模原市で震度 5 弱以上の地震を観測したとき。 ○相模原市で震度 4 の地震を観測し、市内に小規模な被害が発生したとき。 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。
風水害時	○複数箇所で局地的な浸水、その他の被害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。 ○氾濫危険情報が発表されたとき。 ○土砂災害警戒情報が発表されたとき

3 地区本部が行う情報の収集・伝達

情報は、簡潔明瞭が肝心であり、「いつ、どこで、なにが、（だれが）、どうして、どのように」の要領で、被害状況等を正確かつ迅速に把握し、適切な防災・応急措置を行うため、情報の収集・伝達を次により行う。

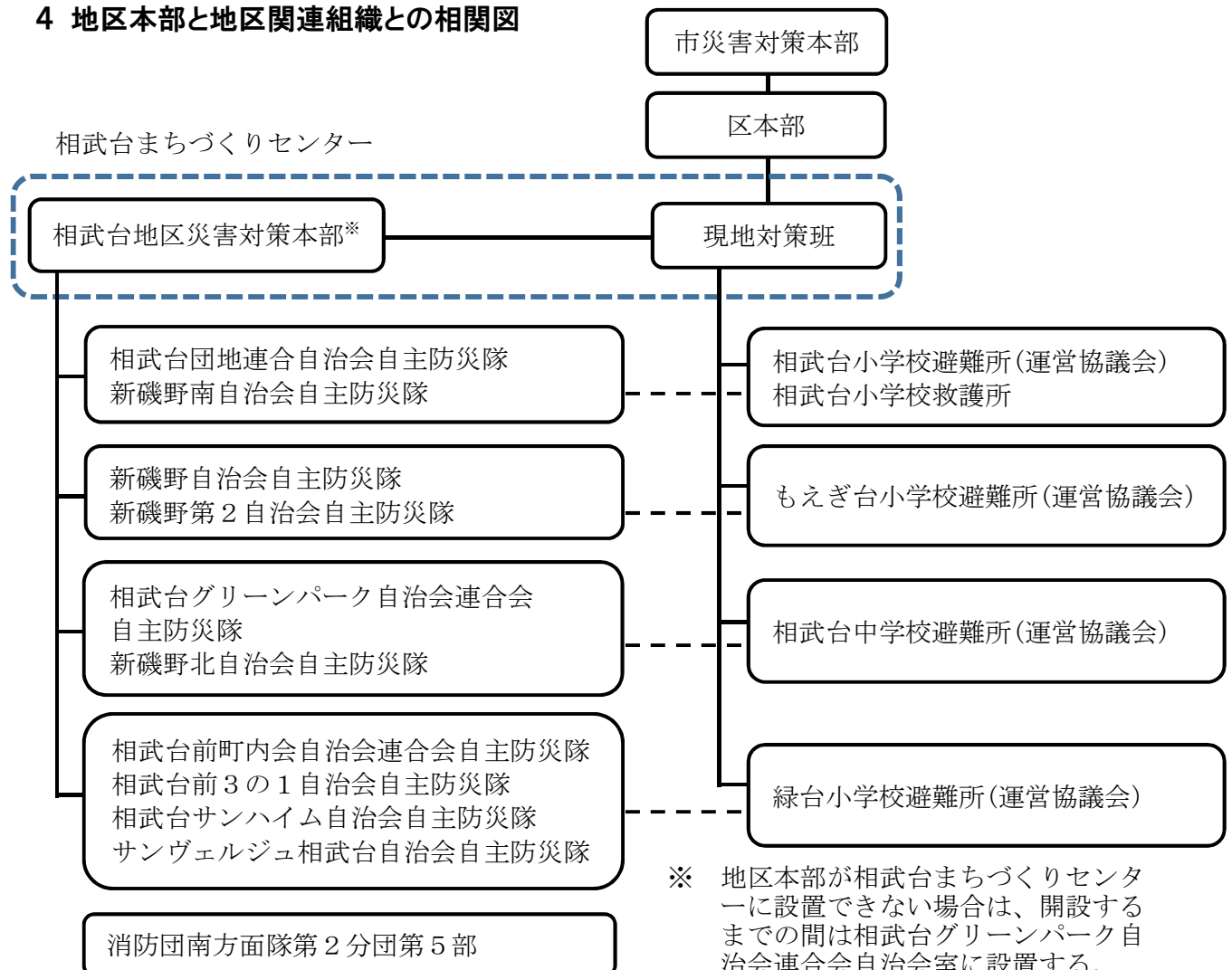
(情報の収集・伝達の方法)

- ・テレビ、ラジオ、各種電話、FAX、インターネット
- ・防災行政用同報無線（ひばり放送）
- ・伝令
- ・相武台地区防災無線
- ・防災メール 等

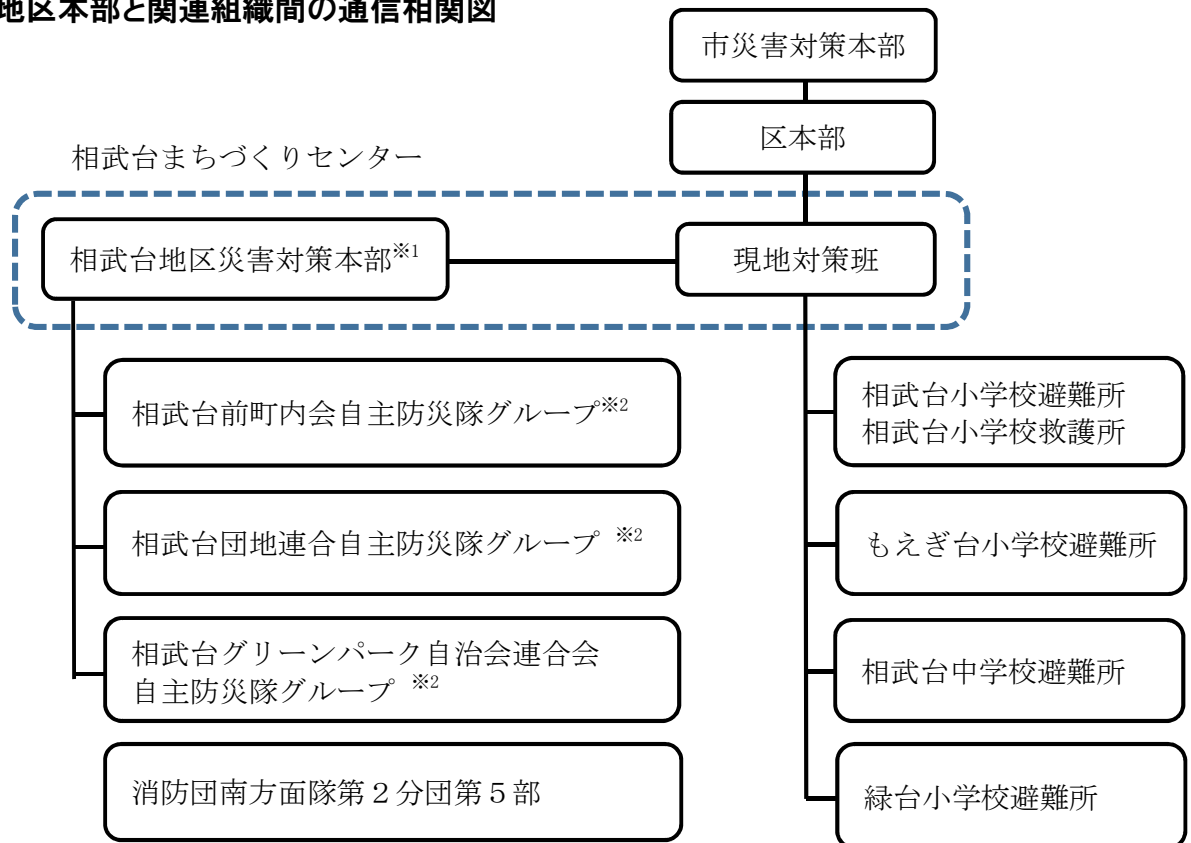
(現地対策班へ報告する事項) 被害内容、発生場所

被害区分	建物被害	建物（住家、非住家）の倒壊、浸水等の被害
	火災被害	火災の発生状況
	土木被害	道路被害（陥没、路肩崩壊等）、橋りょう、崖崩れ
	ライフライン被害	停電、断水、ガス遮断、電話不通
人的被害	建物倒壊や火災等での逃げ遅れの有無、死者・行方不明者・負傷者の情報	
被害数	人数（世帯）、棟数、箇所数	
被害概況	どのような被害が発生しているか等の概況	
緊急性	（緊急）人的被害が発生している又は発生するおそれがあるもの （重要）人的被害はないが早期に対応が必要と思われるもの （一般）緊急・重要以外のもの	

4 地区本部と地区関連組織との相関図



5 地区本部と関連組織間の通信関連図



※1 地区本部が相武台まちづくりセンターに設置できない場合は、開設するまでの間は相武台グリーンパーク自治会連合会自治会室に設置する。

※2 資料編資料8「相武台地区連合自主防災隊 防災無線系統図」 参照

相武台地区防災計画 資料編

資料 1 相武台地区防災計画検討会議 会則

資料 2 相武台地区防災計画検討経過

資料 3 自主防災組織における情報収集・伝達活動の流れ

資料 4 大規模災害による相武台地区の被害想定

資料 5 相武台地区防災マップ（2018年3月発行）

資料 6 警戒レベル

資料 7 災害発生時の発信情報と伝達手段一覧

資料 8 相武台地区連合自主防災隊 防災無線系統図

資料 9 相武台地区避難計画書（様式）

○ 避難所運営マニュアル（市HP参照）

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/bousai/1008785/1008794.html>

○ 災害時要援護者避難支援ガイドライン（市HP参照）

<https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/fukushi/1006586.html>

相武台地区防災計画検討会議 会則

(名称)

第1条 本会は、相武台地区防災計画検討会議（以下「検討会議」という。）と称し、事務局を相武台まちづくりセンターに置く。

(目的)

第2条 検討会議は、相武台地区の防災活動の方向性等について、会議で検討した結果を計画書（以下「相武台地区防災計画」という。）としてまとめ、隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動につなげることにより、相武台地区における防災・減災の取組を進めることを目的とする。

(位置づけ)

第3条 検討会議は、相武台地区まちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）会則第11条に規定する専門部会として位置づける。

(構成及び任期)

第4条 検討会議は、相武台地区内に住所を有している者及び相武台地区内の事業所のうち、別表に掲げる者をもって構成する。

2 構成員の任期は、第1回の会議開催日から令和4年3月31日までとする。

3 構成員に欠員が生じ、構成員を補充する必要があると認められる場合には、後任者を選定する。

(役員)

第5条 検討会議に、次の役員を置くものとし、構成員の互選により決定する。

(1) 部会長 1名

(2) 副部会長 1名

(3) 会計 1名

(4) 監事 1名

2 役員の任期は、本協議会の構成員の任期によるものとする。

3 部会長は、本協議会を代表し、会務を総括する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会議の会議は、部会長が招集する。

2 会議の議長は、部会長が務めるものとする。

3 会議は、構成員の半数以上の出席をもって開催することとする。

4 部会長は、必要があると認めるときは、会議に諮り、構成員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(公開)

第7条 検討会議は、原則として非公開とする。

2 検討会議は、検討内容を定期にまちづくり会議に報告するものとする。

(地区説明会)

第8条 相武台地区防災計画をまとめるにあたっては、まちづくり会議が主体となって、地区住民から広く意見を求めることとする。

(委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この会則は、平成26年12月16日から施行する。

1 この会則は、平成27年 6月 1日から施行する。

1 この会則は、平成29年 8月27日から施行する。

1 この会則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

別 表（第4条関連）

No.	団体等
1	相武台地区自治会連合会（会長）
2	相武台地区自治会連合会（副会長）
3	相武台地区自治会連合会（副会長）
4	相武台地区自治会連合会（副会長）
5	防災専門員
6	防災専門員
7	相武台小学校避難所運営協議会（会長）
8	緑台小学校避難所運営協議会（会長）
9	もえぎ台小学校避難所運営協議会（会長）
10	相武台中学校避難所運営協議会（会長）
11	相模原市消防団南方面隊第2分団第5部（代表）
12	相武台地区社会福祉協議会（会長）
13	相武台地区民生委員児童委員協議会（会長）
14	相武台公民館（館長）

（参 考）相武台地区まちづくり会議 会則（抄）

（専門部会の設置）

第11条 全体会議が必要と認めたときに、専門部会を設置することができる。

相武台地区防災計画の検討経過

平成26年度～平成27年度（相武台地区防災計画策定）

■ 第1 回「計画の前提、現状と課題」平成27年2月16日

- アセスメント調査に基づく地区の被害想定の説明
- 地区別防災計画用地図から見た防災上の課題についての検討
- 自主防災組織、地区訓練の現状と課題についての検討

□役員会（平成27年3月12日）

- 相武台地区独自の目次（案）に基づき検討するのか、市のひな型に沿って検討するのかを次回の検討会議にて決定する旨の話し合いを実施

■ 第2 回「計画策定の進め方について」平成27年3月16日

- 市が示す素案ではなく、相武台地区独自の目次（案）に基づき計画を作成することについて承認

■ 第3 回「相武台地区の防災・減災の現状と課題について」平成27年4月20日

- 事務局より地区別防災カルテについて説明を行い、それに基づき地区の現状と課題について検討

□役員会（平成27年5月11日）

- 地区の課題を整理するための検討

■ 第4 回「地区防災計画（案）について」平成27年6月22日

- 事務局より地区防災計画（案）の説明を行い、内容について検討
- 相武台地区が目指すスローガン「自分たちのまちは自分たちで守ろう」に決定

□役員会（平成27年7月22日）

- 地区防災計画（案）について、内容を整理するための検討

■ 第5 回「地区防災計画（素案）のまとめについて」平成27年8月24日

- 事務局より地区防災計画（素案）について説明を行い、内容について検討

■ 第6 回「地区防災計画（素案）のまとめについて」平成27年9月30日

- 事務局より地区防災計画（素案）のまとめについて説明を行い、内容について検討
- まちづくり会議において、地区防災計画検討会議で策定することについて承認を得たうえで、次回の検討会議において策定することを決定

■ 第7 回「地区防災計画（案）について」平成27 年11月24日

- 事務局より地区防災計画（案）について説明を行い、平成27年11月策定とすることを了承
- 平成27年12月4日から22日にかけて、地区において計画（案）の意見募集をすることについて説明

令和3年度（相武台地区防災計画改定）

■ 第1 回「地区防災計画を策定（改定）するにあたって」令和3年10月22日

- 地区防災計画検討会議役員の選出

- 危機管理課から地区防災計画の概要、改正の考え方、今後の進め方等について説明

- 役員会（事前打合せ）（令和3年11月11日）

- 地区防災計画の骨格（目次）について検討

■ 第2 回「地区防災計画の骨格について」令和3年11月16日

- 役員会で検討した骨格（目次）を基本に、地区防災計画「たたき台」を防災専門員が作成し、それを基に改正を進めていくことを決定

- 役員会（事前打合せ）（令和3年12月7日）

- 地区防災計画「たたき台」の内容について検討

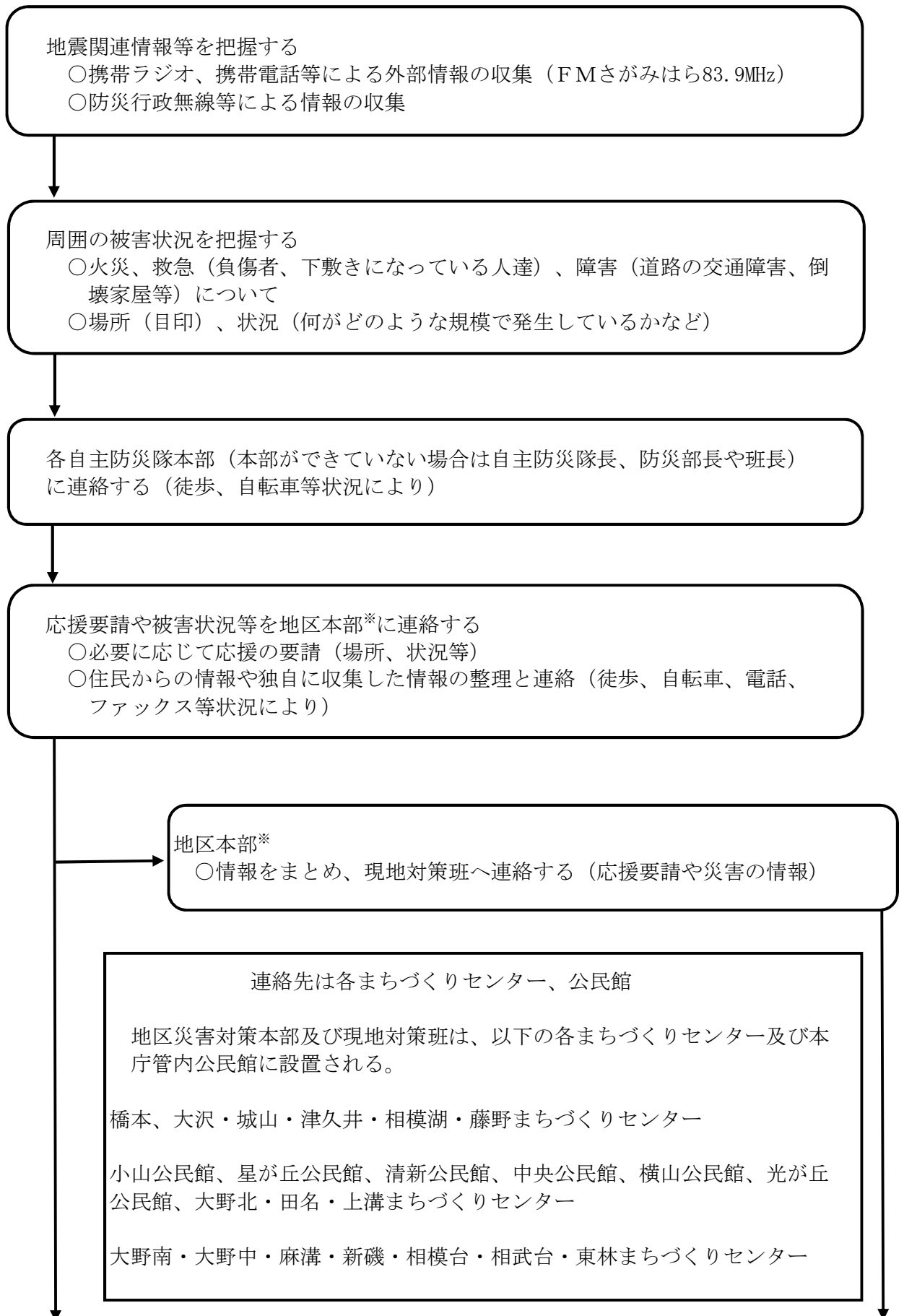
■ 第3 回「地区防災計画（案）の内容の検討」令和3年12月16日

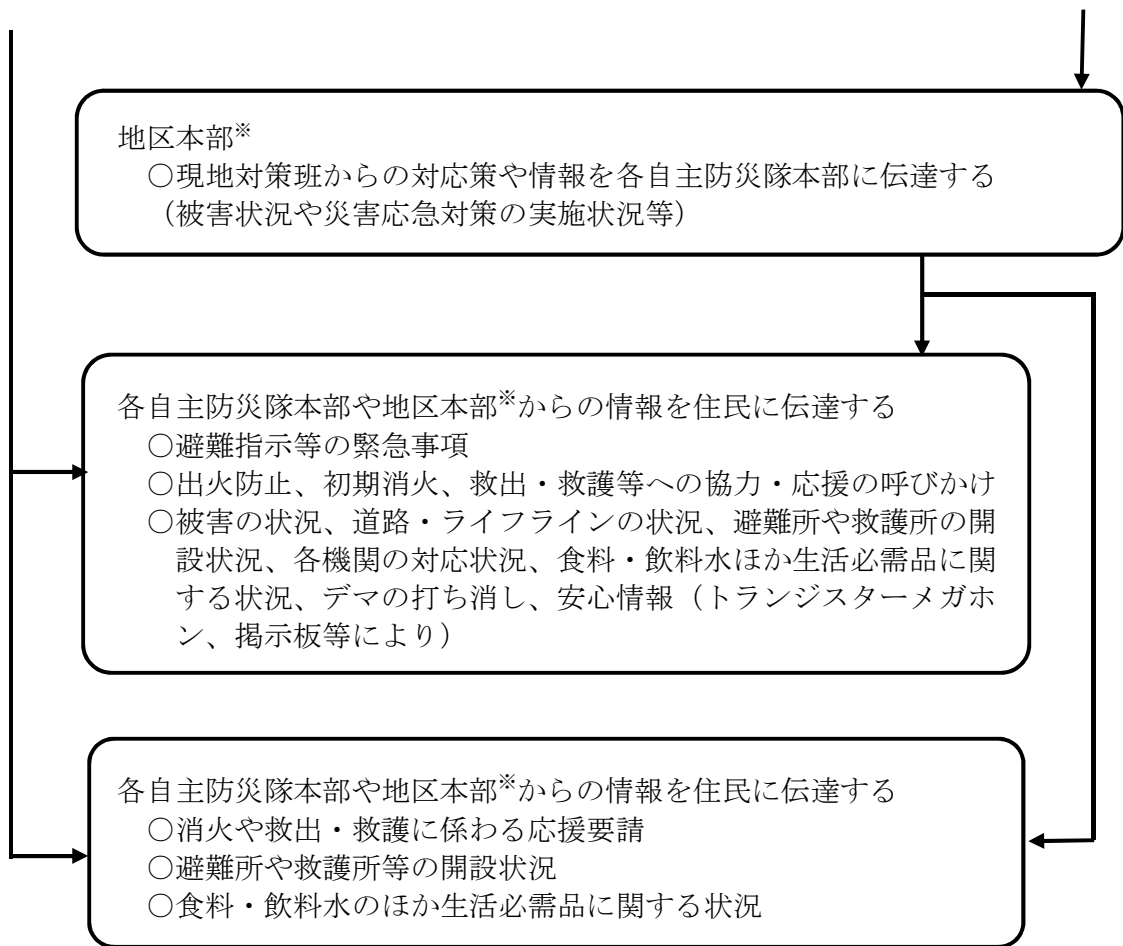
- 地区防災計画（案）の内容について検討

■ 第4 回「地区防災計画（案）の内容の検討」令和4年1月18日

- 地区防災計画（案）の完成に向けた検討

自主防災組織における情報収集・伝達活動の流れ





※ 地区本部が相武台まちづくりセンターに設置できない場合は、開設するまでの間は相武台グリーンパーク自治会連合会自治会室に設置する。

大規模災害による相武台地区の被害想定

国における首都直下地震の新たな被害想定の見解や近年の災害履歴等に基づき、本市の地震被害想定である、「相模原市防災アセスメント調査」を更新（平成26年5月）した。

（1）本市における想定地震と条件

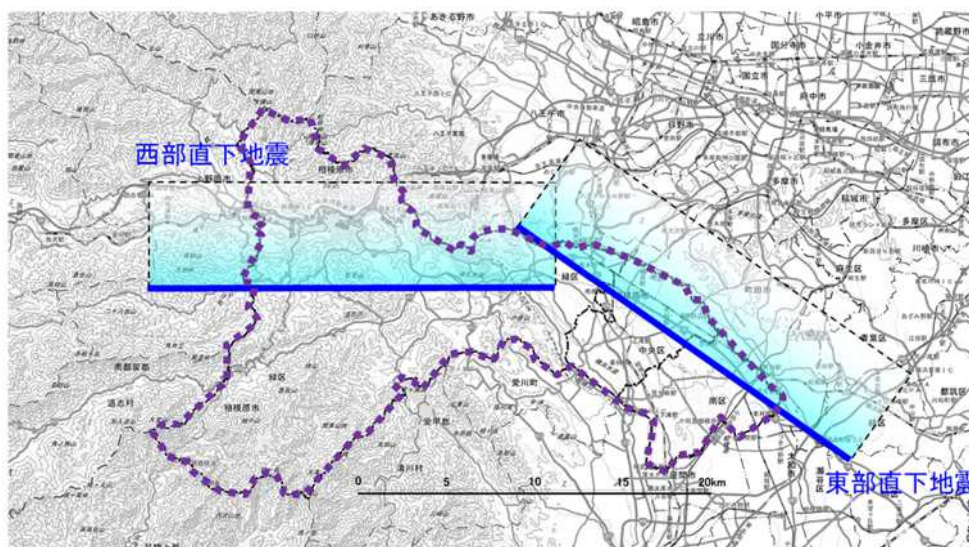
相模原市防災アセスメント調査に基づく想定地震と発生時刻等の条件は、次のとおりである。

ア 想定地震

相模原市東部直下地震	本市の東部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
相模原市西部直下地震	本市の西部地域直下の地震（マグニチュード7.1）
大正関東タイプ地震	相模トラフで発生するマグニチュード8クラスの海溝型地震

イ 条件

季節・時刻	夏12時、冬18時、冬深夜2時の3ケース
天候	晴れ、風速3m（本市の平均風速）



想定地震の震源断層位置（東部直下地震、西部直下地震）

※ 大正関東タイプ地震の震源域は、神奈川県・東京都・埼玉県・千葉県・茨城県を横断する広大な範囲であり、本市はその震源域上に位置する。

（2）相武台地区における想定地震と条件

相模原市防災アセスメント調査に基づく相武台地区の被害想定は次のとおりである。

なお、想定地震は最も大きな影響を及ぼす相模原市東部直下地震とする。

ア 想定地震

相模原市東部直下地震・・・本市の東部地域直下の地震（マグニチュード7.1）

イ 条件

季節・時刻	人的被害・・・想定ケースで最大となる冬深夜2時 建物被害・・・想定ケースで最大となる冬18時 避難者・・・想定ケースで最大となる冬18時
天候	天候 晴れ、風速3m（本市の平均風速）

ウ 建物被害

建物被害は次のとおりである。(冬 18 時)

建物総数	3, 8 4 7 棟
全 壊	1 5 6 棟
大規模半壊※ ¹	0 棟
半 壊※ ²	5 4 3 棟
焼 失 (全焼)	2 5 棟

※¹ 大規模な補修が必要なもの。

損壊部分が延床面積の 5 0 % 以上 7 0 % 未満のもの。

※² 基本的機能の一部を喪失したもの。

損壊部分が延床面積の 2 0 % 以上 7 0 % 未満のもの。

エ 人的被害

人的被害は次のとおりである。(冬深夜 2 時)

死者	9 人
閉込者	9 8 人
重傷者	1 3 人
軽傷者	9 1 人

※被害者数の数値は概数。

オ 避難者数

避難者数は次のとおりである。(冬 18 時)

避難者当日	7 8 1 人
避難者 (1 週間後)	2, 0 5 6 人

相武台地区防災マップ

Sobudai district hazard map



警戒レベル

災害対策基本法改正に伴う避難情報（令和 3 年 5 月 2 0 日から運用開始）

警戒レベル	種類	とるべき行動内容等
5	緊急安全確保	風水害時避難場所などへの立退き避難がかえって危険である場合に、緊急安全確保する。
<u><警戒レベル4 避難指示までに必ず避難！></u>		
4	避難指示	危険な場所から全員避難する。 （原則立退き避難。例外として屋内安全確保）
3	高齢者等避難	高齢者など、避難に時間がかかる人は危険な場所から避難する。その他の人も必要に応じ避難の準備や自主的に避難を行う。
2	大雨、洪水注意報	ハザードマップの確認や避難情報の把握手段を再確認するなど、自らの避難行動を確認する。
1	早期注意情報	防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。

※警戒レベル 1 ～ 2 … 気象庁が発表する気象情報

警戒レベル 3 ～ 5 … 自治体が発令する避難情報

**「警戒レベル4避難指示」が発令されたら、
危険な場所から全員避難！！**

災害発生時の発信情報と伝達手段一覧

発信する情報\伝達手段		① ひばり放送 (TOM 受信機)	② エフエムさがみ (割込放送)	③ TVK データ放送	④ 防災メール	⑤ ツイッター	⑥ BIZ・FAX	⑦ 緊急速報メール (エリアメール)	⑧ ヤフー防災速報	⑨ LINE	⑩ 市ホームページ
地震	緊急地震速報（５弱以上）	●	●					●	●		
	市内震度（４～６弱）発生時	●	●	●	●	●			●	●	△
	市内震度（６強・７）発生時	●	●	●	●	●			●	●	●
	地震警戒宣言	●	●	●	●	●	●			●	●
風水害・気象	気象特別警報発表時 （大雨・暴風・暴風雪・大雪）	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	気象警報発表時				●				●		△
	城山ダムゲート放流予告				●	●				●	
	城山ダム５００トン到達時	●		●	●	●				●	
	緊急放流	●		●	●	●	△	●		●	●
	竜巻注意情報				●	●					
	土砂災害警戒情報				●	●	●	●	●	●	△
	特別警報（火山現象）発表時	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	指定河川洪水予報（氾濫危険水位）				●	●	●	●		●	
	水位周知河川水位到達情報 （氾濫危険水位）				●	●	●			●	
	高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	避難情報解除	●		●	●	●	●		●	●	●
	避難所・避難場所開設状況		●	●	●				●	●	●
	事前情報・注意喚起（台風・大雪など）	△		△	△	△				△	●

《凡例》 ●：発信される情報 △：状況に応じて発信される情報

※緊急速報メール(エリアメール)・・・緊急性の高い災害・避難情報等が携帯電話へ一斉配信されるもの。

※TVK データ放送・・・tvk(テレビ神奈川)視聴時に、テレビのリモコンのdボタンを押すことにより、過去のひばり放送の内容などを確認することができるもの。

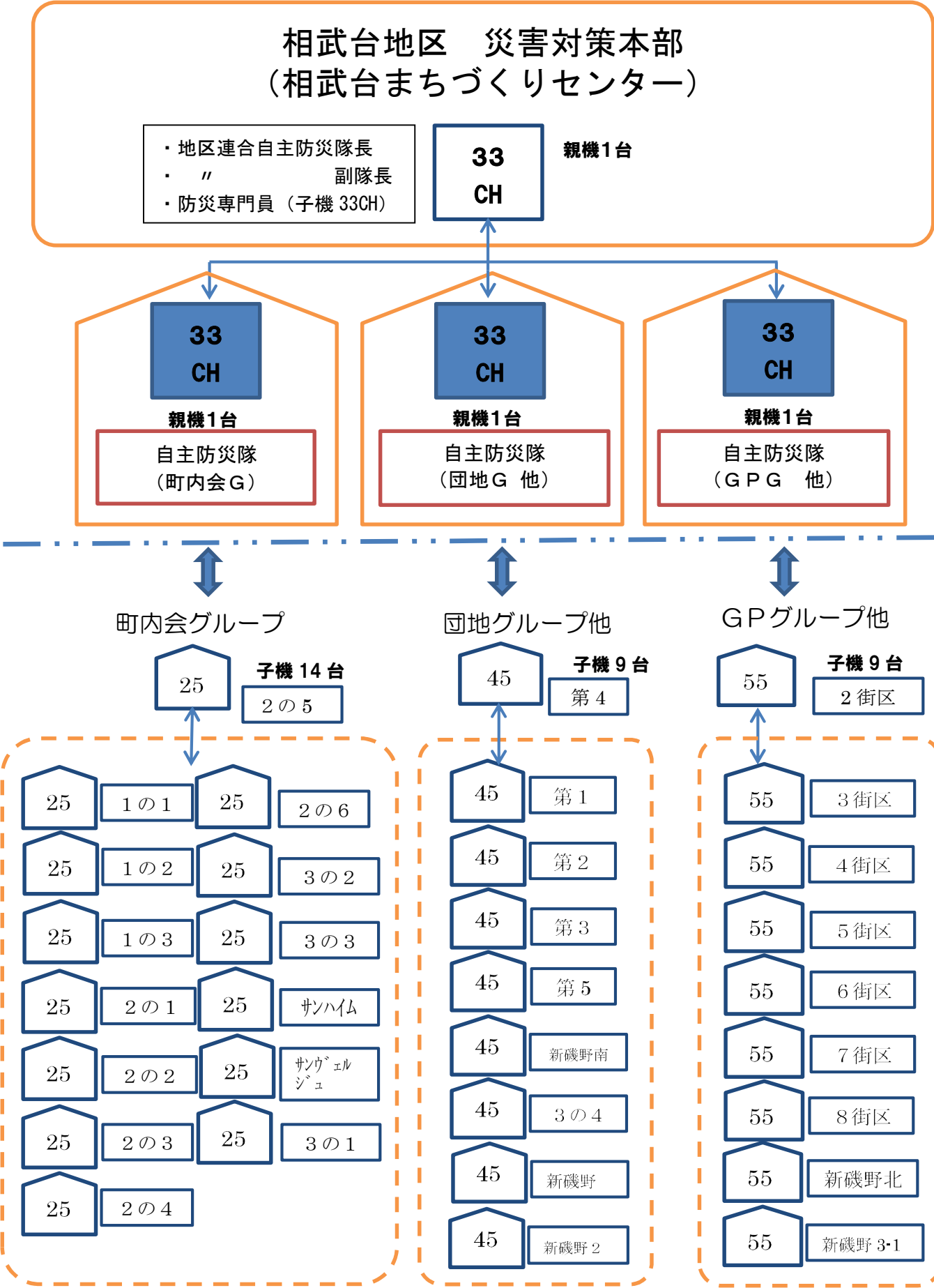
※ツイッター・・・相模原市災害情報のツイッターアカウントに情報が配信されるもの。

※Biz FAX・・・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域などに所在する高齢者施設などの要配慮者利用施設に、緊急性の高い災害・避難情報等がFAX で配信されるもの。

※ヤフー防災速報・・・大規模な災害が発生した際に、ヤフー(株)が提供するアプリに情報が配信されるもの。

※LINE・・・相模原市公式LINEに情報が配信されるもの。

相武台地区連合自主防災隊 防災無線系統図



相 武 台 地 区 避 難 計 画 書

地区内自主防災組織の概要

自主防災組織名	構成世帯数	構成人数	備 考(避難所等)
〇〇〇自主防災組織	50	130	〇〇〇避難所

避難所等の概要

一時避難場所	面積(㎡)	収容人数	避 難 経 路	備 考 (ヘリコプターの離着陸の可否等)
〇〇〇公園	500	150	〇〇〇通り。通行不可能の場合は△△△通り。〇〇〇の近く等	不可能

広域避難場所	面積(㎡)	収容人数	避 難 経 路	備 考 (ヘリコプターの離着陸の可否等)
〇〇〇広場	2,000	600	〇〇〇通り。通行不可能の場合は△△△通り。〇〇〇の近く等	可能

避難所	面積(㎡)	収容人数	避 難 経 路	備 考 (ヘリコプターの離着陸の可否等)
〇〇〇小学校	4,000	300	〇〇〇通り。通行不可能の場合は△△△通り。〇〇〇の近く等	可能